

北海道経済産業局、北海道開発局、北海道運輸局、北海道労働局、北海道中小企業総合支援センター、中小企業大学校旭川校と北海道は、地域の皆さんが活用できる支援メニューや情報をタイムリーにお届けします。

INDEX

「○」：募集している助成事業

【1】販路拡大・海外展開

(P1~9)

- 平成30年度「下請中小企業・小規模事業者自立化支援対策費補助金(下請小規模事業者等新分野需要開拓支援事業)」の2次公募を開始しました【新規】 経済産業局
- 平成30年度「下請中小企業・小規模事業者自立化支援対策費補助金(下請中小企業自立化基盤構築事業)」の2次公募を開始しました【新規】 経済産業局
- 平成30年度エネルギー使用合理化等事業者支援事業(省エネ補助金)の公募を開始しました【新規】 経済産業局
- 平成30年度地域の特性を活かしたエネルギーの地産地消促進事業費補助金(分散型エネルギーシステム構築支援事業)の募集を開始しました【新規】 経済産業局
- 平成29年度補正「サービス等生産性向上IT導入支援事業」の2次公募を開始します【新規】 経済産業局
- どさんこプラザ・テスト販売品(第3四半期分)の募集 北海道
- どさんこプラザ・マーケティングサポート催事(第3四半期分)の募集 北海道
- 「道産品輸出用シンボルマーク」の活用について 北海道
- 表彰企業等プレミアム・パッケージ支援事業のご案内 北海道

【2】融資

(P10~17)

- 「小規模企業者等設備貸与事業」について【更新】 中小企業総合支援センター
- 北のふるさと事業承継ファンドのご案内【更新】 中小企業総合支援センター
- 水産物不漁関連の融資制度のご案内 北海道
- コストアップに対応する融資制度のご案内 北海道
- 短期資金のご案内(北海道の融資制度) 北海道
- 北海道の融資制度における借換 北海道
- 勤労者福祉資金のご案内 北海道
- 中小企業高度化資金貸付事業のご案内 北海道

【3】雇用の確保

(P18~22)

- キャリアアップ助成金のご案内 労働局
- 平成30年度における人材開発支援助成金について 労働局
- 労働移動支援助成金について 労働局
- 生涯現役起業支援助成金について 労働局
- 「ほっかいどう働き方改革支援センター」のご案内【更新】 北海道

【4】人材育成

(P23~28)

- 7月開講講座のご案内【更新】 中小企業大学校旭川校
- 7月開講無料セミナーのご案内 中小企業大学校旭川校
- 「生産性向上支援訓練」のご案内 北海道・労働局他
- 「第7回北海道産業人材育成企業知事表彰」候補企業募集について【新規】 北海道
- 能力開発セミナー(7~9月開講予定)のご案内【更新】 北海道

【5】各種相談

(P29~30)

- 人材確保と経営力強化に取り組む企業を応援します 北海道ビジネスサポート・ハローワークのご案内について【新規】 北海道
- 知財マネジメント普及モデル事業のご案内【新規】 北海道

【6】イベント・セミナー

(P31~34)

- IT導入で商売繁盛!「プラスITフェア2018 in 札幌」を開催します【新規】 経済産業局
- 「2018年版中小企業白書・小規模企業白書」及び「事業承継補助金」説明会を開催します【新規】 経済産業局
- 科学的特性マップに関する対話型全国説明会を開催します【新規】 経済産業局
- 北海道衛星データ利用ビジネス創出協議会のご案内【新規】 北海道

【7】その他

(P35~43)

- 平成30年度 製品安全対策優良企業表彰の募集を開始します【新規】 経済産業局
- 平成30年度 災害時に備えた社会的な重要インフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金(石油ガス災害バルク等の導入に係るもの)の公募を開始しました【新規】 経済産業局
- 「公共施設見学ツアー」を企画・催行する旅行会社や各種団体の募集 開発局
- 平成30年度「手づくり郷土(ふるさと)賞」の募集【新規】 開発局
- 平成30年度北海道科学技術賞及び北海道科学技術奨励賞の推薦について 北海道
- 「北海道創業ビジネスグランプリ」を開催します【新規】 北海道
- 「人手不足と生産性向上」に関するセミナーのご案内【新規】 北海道
- 平成30年度「省エネ・新エネ関連補助事業」の公募(追加募集)を開始しました。 北海道
- 平成30年度「北海道省エネルギー・新エネルギー促進大賞」の募集を開始しました【新規】 北海道

平成 30 年度「下請中小企業・小規模事業者自立化支援対策費補助金
(下請小規模事業者等新分野需要開拓支援事業)」の 2 次公募を開始しました【新規】

(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局では、平成 30 年度「下請小規模事業者等新分野需要開拓支援事業」の 2 次公募を開始しました。

◆事業の目的

本事業は、親事業者の生産拠点が閉鎖・縮小された、又は閉鎖・縮小が予定されている影響により売上げが減少する下請小規模事業者等が、新分野の需要を開拓するために実施する試作・開発、展示会出展等の費用を一部補助することにより、取引先の多様化を図り、下請小規模事業者等の振興と経営の安定に寄与することを目的としています。

◆補助対象者

下請事業者又はその共同体(任意グループ、事業協同組合)であって、以下の両方の要件を満たすもの。

1. 売上減少要件

申請の日を起算日として過去 2 年に事業所を閉鎖若しくは生産規模等を縮小した(以下「閉鎖等」という。)又は申請の日以降 1 年以内(親事業者から閉鎖等の通知があった場合は 3 年以内)に閉鎖等の予定のある事業者と直接又は間接に下請取引の関係にあり、閉鎖等後の年間の売上が前年比マイナス 10%以上の見込みであること。

2. 新分野進出要件

新分野(進出先)の事業に係る「売上高(又は売上総利益の額)」、「有形固定資産(土地を除く。)の額」、又は「従業員数」のいずれかの割合が、全体のおおむね 10%以上を占めることが見込まれること。

◆補助対象経費

事業費、販路開拓費、試作・開発費

◆補助率等

補助率:補助対象経費の 3 分の 2 以内

補助限度額:1 件あたり 500 万円(交付決定下限額:100 万円)

◆公募期間

平成 30 年 6 月 4 日(月)~7 月 2 日(月)17:00 必着

◆申請方法

申請方法、公募要領等、事業の詳細は当局のウェブサイトをご覧ください。

【URL】 http://www.hkd.meti.go.jp/hokic/20180606_2/index.htm

◆申請・問合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 産業部 中小企業課

TEL:011-709-2311(内線 2579)

FAX:011-709-4138

E-mail:hokkaido-chusho@meti.go.jp

平成 30 年度「下請中小企業・小規模事業者自立化支援対策費補助金
(下請中小企業自立化基盤構築事業)」の 2 次公募を開始しました【新規】

(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局では、平成 30 年度「下請中小企業自立化基盤構築事業」の 2 次公募を開始しました。

◆事業の目的

本事業は、2 者以上の下請中小企業から構成されるグループが、メンバー相互の経営資源を活用して行う、下請取引の依存状態からの自立化に向けた取組みを支援することで、下請中小企業の振興と経営の安定に寄与することを目的としています。

◆補助対象者

下請中小企業振興法第 8 条に基づく特定下請連携事業計画の認定を受けて事業を実施する連携参加者(大企業、協力者を除く)

◆補助対象経費

事業費、販路開拓費、試作・開発費

◆補助率等

補助率:補助対象経費の 3 分の 2 以内

補助限度額:1 件あたり 2,000 万円(交付決定下限額:100 万円)

◆公募期間

平成 30 年 6 月 4 日(月)~7 月 2 日(月)17:00 必着

◆申請方法

申請方法、公募要領等、事業の詳細は当局のウェブサイトをご覧ください。

【URL】 <http://www.hkd.meti.go.jp/hokic/20180606/index.htm>

◆申請・問合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 産業部 中小企業課

TEL:011-709-2311(内線 2579)

FAX:011-709-4138

E-mail:hokkaido-chusho@meti.go.jp

**平成 30 年度エネルギー使用合理化等事業者支援事業（省エネ補助金）の公募を開始しました
【新規】**

（北海道経済産業局）

（一社）環境共創イニシアチブ(SII)では、平成 30 年度エネルギー使用合理化等事業者支援事業（省エネ補助金）の公募を開始しました。

国内で事業活動を営んでいる事業者に対し、省エネルギー性能の高い設備への入替等に要する経費の一部を補助します。

◆事業概要

I. 工場・事業場単位

【補助対象事業】エネルギー管理を一体で行っている工場・事業場等において実施する次の事業

(ア)省エネルギー対策事業

省エネ設備への更新・改修等、計測・見える化等の機能を備えたエネルギーマネジメントシステム(EMS)の新設により省エネを達成する事業

(イ)ピーク電力対策事業

蓄電池・蓄熱システム・自家発電設備の新設等により、電気需要平準化時間帯(ピーク電力時間帯)の電力使用量を削減する事業

(ウ)エネマネ事業

SII に登録されたエネマネ事業者と「エネルギー管理支援サービス」を契約し、計測・見える化等の機能を備えたエネルギーマネジメントシステム(EMS)を用いて、より効果的な省エネ対策を実施する事業

【補助率】

中小企業(みなし大企業を除く)・個人事業主・会社法上の会社以外の法人

(ア)(イ): 1/3 以内 ※(ウ)と同時申請で補助率 1/2 以内、(ウ):1/2 以内

上記以外の法人

(ア)(イ):1/4 以内 ※(ウ)と同時申請で補助率 1/3 以内

(ア)(イ)の申請で、特定要件を満たす場合、補助率 1/3 以内 ※(ウ)と同時申請で補助率 1/2 以内

(ウ):1/3 以内

【補助限度額】(上限)1 事業あたり 15 億円/年度、(下限)1 事業あたり 100 万円/年度

II. 設備単位

【補助対象事業】以下の既設設備を一定以上の省エネ性の高い設備に更新する事業

(1)高効率照明(2)高効率空調(3)産業ヒートポンプ(4)業務用給湯器(5)高性能ボイラ(6)高効率コージェネレーション(7)低炭素工業炉(8)変圧器(9)冷凍冷蔵設備(10)産業用モータ

【補助率】1/3 以内

【補助限度額】(上限)1 事業あたり 3,000 万円、(下限)1 事業あたり 30 万円

◆公募期間

平成 30 年 5 月 28 日(月)～7 月 3 日(火)17:00 必着

◆申請方法

公募要項等、その他詳細に関しては以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】 http://www.hkd.meti.go.jp/hokne/20180528_2/index.htm

◆申請・問合わせ先

(一社)環境共創イニシアチブ(SII) 審査第一グループ

工場・事業場単位 TEL:03-5565-4463

設備単位 TEL:0570-055-122(ナビダイヤル)

平成 30 年度地域の特性を活かしたエネルギーの地産地消促進事業費補助金
(分散型エネルギーシステム構築支援事業) の募集を開始しました【新規】

(北海道経済産業局)

(一社)低炭素投資促進機構では、平成 30 年度地域の特性を活かしたエネルギーの地産地消促進事業費補助金(分散型エネルギーシステム構築支援事業)の募集を開始しました。

◆事業概要

地域に存在するエネルギーを地域内で効率的に活用する「エネルギーの地産地消」を促進するため、民間事業者等が、地域の実情に根ざした分散型エネルギーシステムの構築を進めるために実施する事業化可能性調査、マスタープラン策定および先導的な分散型エネルギーシステムの構築に要する経費の一部を補助します。

◆補助対象者

日本法人である民間会社、民間団体、地方公共団体と共同申請する民間団体等
※マスタープラン策定は、地方公共団体との共同申請が必須

◆補助対象事業

1.構想普及支援事業(マスタープラン策定)(単年度事業)

事業の実施を前提として、詳細なマスタープランの策定。
(補助上限額・補助率)

2,000 万円/1 補助事業、補助対象経費の 3/4 以内

2.エネルギーシステムモデル構築事業(最大 3 カ年事業)

再生可能エネルギー等を利用し、地域内でのエネルギーの最大活用・最適化に寄与する分散型エネルギーシステムの構築。

(補助上限額・補助率)

民間団体等 3 億円/1 補助事業、補助対象経費の 1/2 以内

地方公共団体との共同申請する民間団体等 3 億円/1 補助事業、補助対象経費の 2/3 以内

◆公募期間

構想普及支援事業(マスタープラン策定)

平成 30 年 4 月 9 日(月)~7 月 3 日(火)12:00 必着

エネルギーシステムモデル構築事業

平成 30 年 4 月 9 日(月)~7 月 10 日(火)12:00 必着

◆申請方法

公募要領等、その他詳細に関しては以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】 http://www.teitanso.or.jp/sc_top

◆申請・問合わせ先

(一社)低炭素投資促進機構 スマートコミュニティ業務推進部

TEL:03-6264-8381

平成 29 年度補正「サービス等生産性向上 IT 導入支援事業」の 2 次公募を開始します【新規】

(北海道経済産業局)

(一社)サービスデザイン推進協議会(事業事務局)では、平成 30 年 6 月 20 日(水)から平成 29 年度補正「サービス等生産性向上 IT 導入支援事業」(IT 導入補助金)の 2 次公募を開始します。

◆事業概要

生産性向上に資する方策として、IT 導入支援事業者が登録する IT ツール(ソフトウェア、サービス等)を導入する事業者に対し、導入費用の一部について補助を行います。

◆補助対象事業者

国内で事業を行う中小企業・小規模事業者、医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人 等

◆補助額・補助率

上限額:50 万円、下限額:15 万円、補助率 1/2 以内

◆公募期間

平成 30 年 6 月 20 日(水)~8 月 3 日(金)

◆申請方法

公募要領、申請手続きの詳細は以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】 <https://www.it-hojo.jp/procedure/>

◆問い合わせ先

(一社)サービスデザイン推進協議会

サービス等生産性向上 IT 導入支援事業 コールセンター

ナビダイヤル:0570-000-429 ※通話料がかかります

IP 電話等からの問い合わせ先:042-303-1441

受付時間:9:30~17:30(土・日・祝日を除く)

北海道どさんこプラザ・テスト販売品（第3四半期分）の募集について

（北海道）

どさんこプラザテスト販売制度は、販路拡大・商品開発などに取組む道内企業の方々に応援するための制度で、新商品を3ヶ月間、「北海道どさんこプラザ」〔東京・札幌・名古屋〕で販売し、その過程で得られた情報をマーケティング活動に役立てて頂くことを目的としています。

売上げ好調な商品はさらに3ヶ月間販売を延長し、販売期間終了後には、店から商品の評判、評価等のアドバイスが受けられます。

7月2日から8月20日まで、平成30年10月から販売する商品を募集しています。

◆応募商品の要件

次のいずれかに該当する道産品（過去に応募店舗の通常商品であったものを除く）

- (1)札幌店は、札幌市内で販売を開始して1年以内の加工食品や工芸品
- (2)東京(有楽町店)、名古屋店は道外で販売を開始して1年以内の加工食品や工芸品(名古屋は加工食品のみ)

◆応募者の資格

道内に事務所又は事業所を有する公益的な団体、企業及び個人(個人のグループを含む。)のうち、下記の条件のいずれかに該当する方

- (ア)道産品の生産・製造・加工を行っている方
- (イ)自らが企画・考案した道産品の販売を行っている方

◆販売条件等

- (1)テスト販売品の販売手数料は、希望小売価格の18%
- (2)PL(製造物責任)保険に加入していること。
- (3)食品衛生法、JAS法、景品表示法等の表示関する法令を遵守していること。
- (4)指定する食品検査を実施していること(食品の場合)。
- (5)該当する食品製造に係る営業許可を受けていること(食品の場合)。

◆募集期間

7月2日(月)から8月20日(月)まで

◆申込方法

「テスト販売申込書」(下記 URL からダウンロードしてください)に必要事項を記載し、各総合振興局・振興局商工労働観光課へお申し込み願います。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/marke/dosanko/test.htm>

◆問い合わせ先

北海道経済部食関連産業室マーケティンググループ (TEL:011-204-5766)

北海道どさんこプラザ・マーケティングサポート催事（第3四半期分）の募集について

（北海道）

道産品の展示紹介、市場調査等を目的として、どさんこプラザ（有楽町店・札幌店）内の催事スペースで対面販売を行うことができる制度です。道産品（一次産品含む）の対面販売だけではなく、生産地紹介や自治体の観光PRができる絶好の場所です。

どさんこプラザと契約している「マーケティングアドバイザー」の相談も一緒に受けるとより効果的です。

6月11日から7月10日まで、平成30年10～12月の期間中催事を開催する事業者様を募集しています。

◆応募商品の要件

道内で生産・製造または主な加工が行われた商品で最終消費者の利用に供することができるもの（農林水産物、加工食品、工芸品等）（以下、「道産品」といいます。）

◆応募者の資格

下記(1)(2)のいずれかに該当する方

(1)道内に事務所又は事業所を有する公益的な団体、企業及び個人（個人のグループを含む。）のうち、下記の条件のいずれかに該当する方

(ア)道産品の生産・製造・加工を行っている方

(イ)自らが企画・考案した道産品の販売を行っている方（卸売業者や仕入販売業者は該当しません。）

※複数事業者様の共同出展も可能です。

(2)北海道、道内の市町村、商工会議所、商工会、物産協会、観光協会

◆実施条件等

(1)催事スペースの利用料金は、原則売上の15%です。既に店舗内で販売している商品（テスト販売品を除く）を販売する場合の手数料は、店舗と別途協議して定めることとなります。

(2)催事の開催期間は、原則として一週間単位です（毎週水～火曜の7日間が開催基本期間です。有楽町店については、7日間未満でも応相談です。）。

(3)備え付けの販売台1～2台（冷蔵・冷凍切替）は無料でご利用いただけます。

(4)実演用のコールドテーブル1台は無料でご利用いただけます（札幌店の場合はご利用いただけない場合があります）。

◆募集期間

6月11日（月）から7月10日（火）まで

◆申込方法

「マーケティングサポート催事申込書」および「出品商品リスト」（下記 URL からダウンロードしてください）に必要事項を記載し、各総合振興局・振興局商工労働観光課へお申し込み願います。

【有楽町店のお申し込みページ】 <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/marke/saiji01.htm>

【札幌店のお申し込みページ】 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/marke/sapporo_ms_saiji.htm

◆問い合わせ先

北海道経済部食関連産業室マーケティンググループ（TEL:011-204-5766）

「道産品輸出用シンボルマーク」の活用について

(北海道)

道では、海外における道産食品の識別力を高め、北海道ブランドを保護することを目的に「道産品輸出用シンボルマーク」を作成し、香港、台湾、中国、韓国、ベトナム、シンガポール、タイで商標登録しています。

すでに輸出に取り組んでいる、または、これから取り組もうとしている企業の皆様におかれましては、ぜひ積極的な活用をご検討ください。



- マーク全体は北海道の形をデフォルメしたもので、白く柔らかな雪とクリーンな空気を表しています。
- マークの中のブルーはきれいな水と海産物、グリーンは自然と農産物、赤は恵み・花・人の温かさを表しています。

◆用途

- 次のいずれかに該当する道産食品を輸出する場合
 - 北海道内で生産された農林水産物
 - 北海道内で製造又は加工された加工食品であり、次のいずれかの要件を満たすもの。
 - ・ 主な原材料として、道産農林水産物を用いているもの
 - ・ 道内で培われた製法・技術などを用いているもの
- 道産食品のPRを目的としたイベント、物産展などの広報用に使用する場合

◆シンボルマークを使用いただく場合の留意事項

シンボルマークの使用に関する管理運営は「北海道国際ビジネスセンター」が行います。

ご利用を希望される場合は、所定の様式に必要事項を記載の上、同センターまでお申し込みください。

※シンボルマークの使用料は無料です。ただし、シンボルマークの商品への印刷など、表示に係る経費は、使用者の負担となります。

《申請先》

札幌市中央区北1条西2丁目 北海道経済センタービル1階

北海道国際ビジネスセンター

TEL 011-251-2700 / FAX 011-251-2629

<http://www.dousanhin.com/hibc/>

◆問い合わせ先

経済部経済企画局国際経済室国際経済グループ (TEL:011-204-5339)

表彰企業等プレミアム・パッケージ支援事業のご案内

(北海道)

道が表彰・認定した商品の開発等を行った企業の更なるステップアップと道の表彰・認定制度の知名度向上を図るため、企業の販路開拓に向けた取組をサポートするパッケージ型のフォローアップを実施しています。

◆対象となる表彰・認定制度

表彰・認定名	表彰等の趣旨	募集期間等
新商品トライアル制度	「新商品の生産により新事業分野の開拓を行う事業者」を知事が認定し、当該事業者が生産する新商品の販路開拓を支援します。 URL: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/sanshin/trial_home.htm	9月頃予定
北海道新技術・新製品開発賞	本道工業等の技術開発を促進し、新産業の創出や既存産業の高度化を図るため、道内中小企業者等が開発した優れた新技術・新製品を表彰します。 URL: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kgs/H30shinseihinkaihatsushou.htm	4月24日(火) ～6月15日(金)
北海道省エネルギー・新エネルギー促進大賞	北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例に基づき、省エネルギーの促進や新エネルギーの開発・導入の促進に関し、顕著な功績のある個人及び団体等を表彰します。 URL: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/sene2/sokusintaisyo-bosyu.htm	6月頃予定

◆サポート期間

上記表彰等を受賞後、3年間(但し、中小企業総合振興資金による融資及び道発注工事の総合評価落札方式における評価項目での加点は除く)。

◆サポートの内容

- ・道庁本庁舎1階道政広報コーナーでのパネルや商品展示など道の施設でのPR
- ・中小企業総合振興資金による融資
- ・道発注工事の総合評価落札方式における評価項目で加点(新商品トライアル制度は除く)
- ・ビジネス EXPO や産業交流展など各種展示会への出展・PR
- ・道のホームページ内のポータルサイトでの商品の紹介 など

※詳細については、道の表彰・認定企業等ポータルサイトをご覧ください。

URL:<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/award.htm>

◆問い合わせ先

北海道 経済部 経済企画局経済企画課 経済調査グループ
北海道札幌市中央区北3条西6丁目 TEL:011-204-5139

「小規模企業者等設備貸与事業」について【更新】

(公益財団法人北海道中小企業総合支援センター)

設備投資の際に、当センターが、機械設備を割賦販売もしくはリースします。
銀行融資と異なる設備資金の調達手段として、是非ご利用ください。

対象企業等	1. 道内で事業を営む企業、原則全業種対象（一部対象外の業種があります） 2. 創業予定者（1ヶ月以内に事業開始、または2ヶ月以内に法人設立の具体的な計画のある、事業を営んでいない個人）			
従業員規模	従業員 50 名以下 なお、従業員が 21 名以上（商業およびサービス業は 6 名以上）の場合、次の制限があります。 ①（借入制限）信用金庫、信用組合、日本公庫国民生活事業を除く金融機関からの借入金残高合計が 4 億 2000 万円以下 ②（利益制限）直近 3 年間の経常利益が平均 3500 万円以下 ③（株主制限）発行株式等の 1/3 超を大企業が単独所有していない			
対象設備	生産・加工などに供する機械装置等で新品の設備			
貸与条件	貸与金額	100 万円以上 1 億円以下		
	貸与期間	割賦	機械装置等の耐用年数以内で 3 年から 10 年（据置 1 年以内）	
		リース	機械装置等の耐用年数に応じ 3 年から 10 年	
	利率	割賦	（損料率）年 1.8%～2.0% ※	
		リース	（月額リース料率）0.998%～2.955%	
	償還方法	割賦	月賦又は半年賦	
リース		毎月払い		
保証金	割賦	貸与金額の 10%		
	リース	なし		
連帯保証人	道内在住者 1 名（法人の場合は代表者） なお、「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、センターが保証人不要と判断した場合、代表者保証を免除します。			
申込受付	貸与予定額に達するまでの随時受付			
申込先	センター札幌本部、道内商工会・商工会議所 （商工会・商工会議所を經由して申込む場合、割賦貸与期間を 2 年延長（10 年以内）できます。）			

※ 一定の条件に該当する企業については、基準金利より最大 0.3%の引き下げが可能な場合があります。（割賦のみ）

小規模企業者設備貸与事業ホームページ http://www.hsc.or.jp/gaiyo/setsubi/kappu_lease.htm

◆問い合わせ先：

札幌市中央区北 1 条西 2 丁目経済センタービル 9 F

(公財) 北海道中小企業総合支援センター 企業振興部 金融支援 G TEL 011-232-2404

「北のふるさと事業承継ファンド」について【更新】

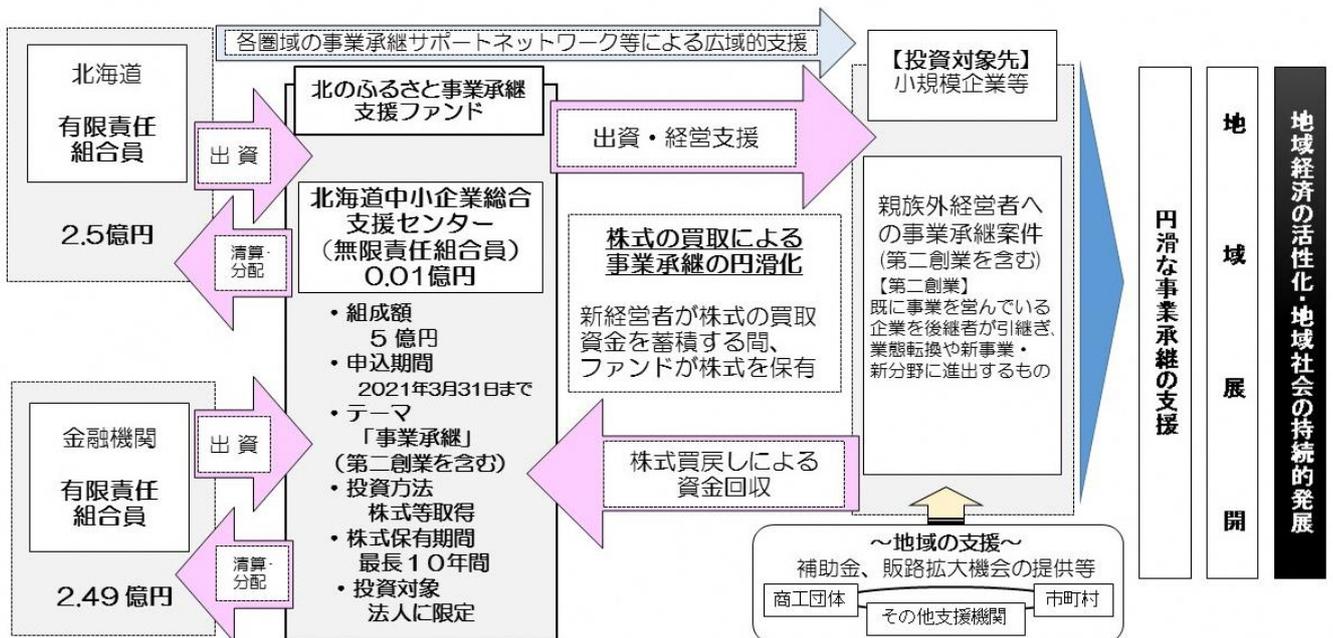
(公益財団法人北海道中小企業総合支援センター)

北海道、北洋銀行、北海道銀行、北海道信用金庫、旭川信用金庫、北見信用金庫、北央信用組合及び北海道中小企業総合支援センターは連携して、「北のふるさと事業承継支援ファンド」を設立しました。

1 設立の目的

「北のふるさと事業承継支援ファンド」は、地域の経済・雇用を支える小規模企業の事業活動の継続を図るため、官民連携による道内小規模企業への資金供給により、円滑な事業承継を支援します。

北のふるさと事業承継支援ファンド イメージ図



2 ファンド概要

名称	北のふるさと事業承継支援ファンド投資事業有限責任組合
ファンド総額	5億円（設立:2017年3月31日）
運営者	(公財)北海道中小企業総合支援センター
出資者	北海道、北洋銀行、北海道銀行、北海道信用金庫、旭川信用金庫、北見信用金庫、北央信用組合、(公財)北海道中小企業総合支援センター
投資対象	親族外経営者への事業承継(第二創業を含む)を行う小規模企業(法人に限定)
投資内容	事業承継を行う事業者等からの株式の取得

<北のふるさと事業承継ファンドホームページ>

<http://www.hsc.or.jp/gaiyo/keiei/fund.htm>

3 問い合わせ先

(公財)北海道中小企業総合支援センター 企業振興部 小規模企業支援G TEL:011-232-2405

水産物不漁関連の融資制度のご案内

(北海道)

道の融資制度(中小企業総合振興資金)では、水産物の不漁により経営に影響を受けている中小企業者の皆様の経営安定を図るための融資制度をご用意しています。

◆制度概要

資金名	経営環境変化対応貸付【認定企業】(イ)	
融資対象	(1)水産加工業者であって、最近3か月間の売上高又は販売数量(以下「売上高等」という。)が前年同期比で5%以上減少している中小企業者等 (2)漁業者又は水産加工業者と直接的又は間接的な取引関係を有する事業者であって、当該漁業者又は水産加工業者との取引規模の割合が 20%以上であるとともに、制度取扱開始後、原則として最近1か月間の売上高等が前年同期比で 10%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で 10%以上減少することが見込まれる中小企業者等	
資金用途	事業資金(運転資金・設備資金)	
融資金額	1億円以内	
融資期間	10年以内(うち据置2年以内)	
融資利率	【固定金利】 5年以内 年 1.0% 10年以内 年 1.2%	【変動金利】 年 1.0% (融資期間が3年を超える場合に選択可能)
担保及び償還方法	取扱金融機関の定めるところによります。	
信用保証	すべて信用保証協会の保証付きとなります。 【保証料率】 一般保証適用の場合 経営状況に応じ年 0.45%~1.90%(9段階) 特別小口保険適用の場合 年 0.72%	
取扱期間	平成30年12月31日まで	
取扱金融機関	北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、農林中央金庫、信用金庫、信用組合	

◆問い合わせ先：北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

コストアップに対応する融資制度のご案内

(北海道)

道では、中小企業向け融資制度(中小企業総合振興資金)において、原材料価格の高騰や人件費の増加など、様々なコストアップ要因に対応した資金メニューを用意し、中小企業の方々を支援しています。

◎こんな方向けの資金です◎

- ・最近売上が落ちていて、資金繰りが厳しい・・・
- ・水産物の不漁等に起因する原材料の価格高騰などで収益を圧迫している・・・

◆制度の概要

資金名	経営環境変化対応貸付	
	融資対象(1)	融資対象(2)【原料等高騰】
融資対象	(ア)最近3か月の売上高(生産高)が前年同期に比べ5%以上減少している中小企業者等 (イ)最近3か月の売上高(生産高)が前年同期に比べ減少しており、かつ、前年度の売上高(生産高)が前々年度の売上高(生産高)に比べ減少している中小企業者等 (ウ)前年度における純利益額又は売上高経常利益率が前々年度に比べ減少している中小企業者等 (エ)最近3か月の売上高経常利益率が前年同期に比べ減少している中小企業者等	(ア)最近3か月の売上高に対する「売上原価」又は「販売費及び一般管理費」の割合(以下、「売上原価率等」という。)が前年同期に比べ増加している中小企業者等 (イ)原則として最近1か月の売上原価率等が前年同月に比べ増加し、かつ、その後2か月を含む3か月の売上原価率等が前年同期に比べ増加する見込みの中小企業者等 (ウ)原料等価格の高騰の影響を受けている中小企業者等であって、省エネルギーに資する施設や新エネルギーを使用する施設又は環境への負荷を低減させる施設等を導入するもの
資金用途	事業資金(運転資金・設備資金)	(ア)(イ)運転資金 (ウ)設備資金
融資金額	5,000万円以内	1億円以内
融資期間	10年以内(うち据置2年以内)	10年以内(うち据置2年以内)
融資利率	《固定金利》 3年以内 年1.1%、5年以内 1.3%、 7年以内 年1.5%、10年以内 1.7% 《変動金利》 年1.1%(融資期間が3年超の場合に限る)	《固定金利》 5年以内 年1.0% 10年以内 年1.2% 《変動金利》 年1.0%(融資期間が3年超の場合に限る)
信用保証	必要により信用保証協会の保証に付することがあります。 保証付き融資の場合、利子とは別に、信用保証協会所定の保証料が必要となります。	

※上記資金に関する条件、手続きなど詳細については、下記ウェブページをご覧ください。

URL: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/shikin_costup.htm

◆問い合わせ先: 北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

**北海道の融資制度（小規模企業貸付）で
短期資金（融資期間1年以内）が使えます（北海道）**

道の融資制度(中小企業総合振興資金「小規模企業貸付」)では、決済資金等が必要な小規模事業者のために、融資期間が1年以内の短期資金の取扱いが可能となっています。ぜひご利用ください。

◎北海道信用保証協会に支払う信用保証料の割引が受けられます！

◎金融機関へ直接申し込むことができます！

◆制度概要

資金名	小規模企業貸付	
	小口	
融資対象	従業員 20 人(商業・サービス業は 5 人、宿泊業及び娯楽業は 20 人)以下の小規模企業者	信用保証協会の「小口零細企業保証制度」の対象となる小規模企業者 (小規模企業者で、既存の信用保証協会の保証付き融資残高(根保証においては融資極度額)が 2,000 万円未満であるもの)
資金用途	事業資金(運転資金・設備資金)	
融資金額	5,000 万円以内	2,000 万円以内
融資期間	1 年以内(割賦又は一括償還の選択可) ※1 年超の長期資金も可能です。その場合は融資利率が変わります。詳しくはお問い合わせください。	
融資利率	固定金利:年1.3%	
担保及び保証人	担保:無担保(小口は原則として無担保) 保証人:個人 原則として無保証人 法人 原則として代表者	
償還方法	取扱金融機関の定めるところによります。	
信用保証	すべて信用保証協会の保証付きとなります。 ※本資金を利用する場合の信用保証料については、北海道信用保証協会の割引措置が適用となります。	
取扱金融機関	北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、農林中央金庫、信用金庫、信用組合	

◆問い合わせ先：北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

北海道の融資制度で借換ができます（北海道）

道の融資制度(中小企業総合振興資金)では、道制度融資の既往借入金について借換を行うことができます。月々の返済負担を軽減し、厳しい資金繰りの円滑化を図るために、ぜひご利用ください。

◎保証の有無にかかわらず、道制度融資の既往借入金を借換えできます！

◎借換えと同時に新規分を含めた増額融資や複数の道制度融資を一本化できます！

・保証付き道制度融資から保証付き道制度融資の借換え ⇒【○】

・保証なし道制度融資から保証なし道制度融資の借換え ⇒【○】

・保証なし道制度融資から保証付き道制度融資の借換え ⇒【×】

※道制度融資以外の借入金は借換の対象となりません。

◆借換えに活用できる貸付制度

貸付名	融資対象者の概要	融資金額	融資(据置)期間	融資利率(%)
経営力強化貸付	経営改善計画の策定を行う方	1億円以内	10年(1年)以内	固定:1.0~1.2 変動:1.0
再生支援貸付	北海道中小企業再生支援協議会などの支援により経営再建を図る方		10年(2年)以内	金融機関所定の利率
経営環境変化対応貸付	売上の減少等、業況の悪化を来している方	5,000万円以内	10年(2年)以内	固定:1.1~1.7 変動:1.1
原料等高騰	原料等価格の高騰により、経営に支障を来している方	1億円以内		固定:1.0~1.2 変動:1.0
認定企業	取引先企業の倒産、構造不況の影響などにより経営に支障を来している方			
災害復旧	災害により経営に支障を来している方	運:5,000万円以内 設:8,000万円以内		
一般貸付	中小企業者等の方	8,000万円以内	10年(1年)以内	固定:1.5~2.1 変動:1.5
小規模企業貸付	従業員20人(商業・サービスは5人)以下の小規模企業者の方	5,000万円以内	運:7年 設:10年(1年)以内	固定:1.3~1.9 変動:1.3
小口	小口零細企業保証の対象となる方	2,000万円以内		

※各貸付制度の詳しい融資条件等については、お問い合わせください。

◆問い合わせ先:北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

勤 労 者 福 祉 資 金 の ご 案 内

(北海道)

道では、中小企業にお勤めの方、非正規労働者の方、季節労働者の方、事業主の都合により離職された方を対象に、医療、教育、冠婚葬祭などの生活資金を取扱金融機関の窓口を通じて融資しています。

◎こんな方向けの制度です◎

- ・中小企業で働いているが、急に医療費が必要となった
- ・パート社員として働いているが、子どもの教育費が必要

◆制度の概要

区 分	中小企業で働く方	非正規労働者の方	季節労働者の方	離職者の方
融資対象	中小企業に勤務する方	非正規労働者の方 (民間事業所等にお勤めの有期契約社員、派遣社員、パート社員、嘱託の方など)	2年間で通算 12 か月以上勤務している季節労働者の方(雇用保険特例受給資格者)で、次のいずれの要件も備えた方 ① 前年の総所得が600万円以下(所得控除後の金額)の方 ② 前年の総収入が150万円以上の方	企業倒産など事業主の都合により離職した方で、次のいずれかの要件を備えた方 ① 雇用保険受給資格者 ② 賃確法の立替払の証明書若しくは確認書の交付を受けた方で、求職者登録している方
	ただし、以下の条件に当てはまる方 ① 前年の総所得が600万円以下(所得控除後の金額)の方 ② 前年の総収入が150万円以上の方(北海道勤労者信用基金協会の保証を利用する場合)			
	※育児・介護休業中の方もご利用いただけます。			
資金用途	医療、災害、教育(本人及び子弟の教育訓練に要する経費を含みます)、冠婚葬祭、住宅補修、耐久消費財購入、一般生活費			医療、災害、教育(本人及び子弟の教育訓練に要する経費を含みます)、冠婚葬祭、一般生活費
融資金額	120万円以内			100万円以内
融資期間	8年以内 (育児・介護休業者については、休業期間終了時まで元金据置可、据置期間分延長可)		8年以内	5年以内 (6か月以内元金据置可、据置期間分延長可)
融資利率	年1.60%		年0.60%	
償還方法	元利均等月賦償還及び半年賦併用可			
信用保証	取扱金融機関の定めによります。	北海道勤労者信用基金協会の保証が必要です。		
申込先	取扱金融機関(北海道銀行、北洋銀行、北海道労働金庫、各信用金庫、各信用組合の本店・支店)が申し込み窓口となっています。 ※申し込みにあたっては、取扱金融機関の条件や審査がありますので、必要な書類など詳しいことは、申し込みを希望される金融機関へお問い合わせください。			

※詳しい要件については、下記ウェブページをご覧ください。

URL: <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/kinrosha/kinroshafukushi.htm>

- ◆問い合わせ先：北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

中小企業高度化資金貸付事業のご案内

(北海道)

中小企業者の方で組織される事業協同組合などが、高度化事業(共同施設の設置、工場・店舗の集団化、街ぐるみで商店街を改造する事業など)を実施する場合に、施設の設置資金を北海道が長期・低利で直接、お貸します。

◆制度の概要

貸付対象者	原則として、中小企業者で組織される事業協同組合等(事業の種類毎に規定)。 ※過去に集団化事業及び集積区域整備事業を実施した組合等におけるリニューアル事業(新設、増改築、老朽化の解消、空き区画の整備など)の場合は1社から利用が可能です。
貸付対象施設	土地、建物、構築物、設備であって資産計上されるもの
貸付期間	最長20年以内(うち据置期間3年以内)
貸付利率	0.45%(平成29年度貸付決定分適用利率。利率は毎年見直し) 貸付期間中は固定
貸付割合	原則として貸付対象事業費の80%まで
担保・保証	貸付に当たっては物的担保・連帯保証人等を必要とします。
貸付手続き	高度化事業を実施しようとする年度の前々年度の12月28日までに実施計画書を作成し、北海道知事あてに提出していただいた上で、前年度に事業計画について診断を受けていただく必要があります。 また、貸付金交付前には支出検査、交付後には完了検査などが実施されます。

※上記制度に関する手続きなど詳細については、下記ウェブページもご覧ください。

URL: <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/kodoka/kodoka.htm>

◆問い合わせ先：北海道経済部 地域経済局 中小企業課近代化資金グループ(TEL 011-204-5345)

キャリアアップ助成金のご案内（北海道労働局）

有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者など、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップ等を促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度です。（平成30年4月1日改正）

助成内容		助成額
		※ <>は生産性の向上が認められる場合、()は大企業の額
正社員化コース	有期契約労働者等を正規雇用労働者等に転換または直接雇用した場合（1人当たり）	①有期→正規： 57万円<72万円>（42万7,500円<54万円>） ②有期→無期：28万5,000円<36万円>（21万3,750円<27万円>） ③無期→正規：28万5,000円<36万円>（21万3,750円<27万円>）
賃金規定等改定コース	全てまたは一部の有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を、増額改定した場合（対象労働者数に応じて、1事業所当たり）	①全ての賃金規定等を2%以上増額改定 対象労働者数が 1人～3人：95,000円<12万円>（71,250円<90,000円>） 4人～6人：19万円<24万円>（14万2,500円<18万円>） 7人～10人：28万5,000円<36万円>（19万円<24万円>） 11人～100人：1人当たり28,500円<36,000円>（19,000円<24,000円>） ②雇用形態別、職種別等の賃金規定等を2%以上増額改定 対象労働者数が 1人～3人：47,500円<60,000円>（33,250円<42,000円>） 4人～6人：95,000円<12万円>（71,250円<90,000円>） 7人～10人：14万2,500円<18万円>（95,000円<12万円>） 11人～100人：1人当たり14,250円<18,000円>（9,500円<12,000円>）
健康診断制度コース	有期契約労働者等を対象に「法定外の健康診断制度」を新たに規定し、4人以上に実施した場合（1事業所当たり）	38万円<48万円>（28万5,000円<36万円>）
賃金規定等共通化コース	有期契約労働者等と正社員との共通の賃金規定等を新たに規定・適用した場合（1事業所当たり）	57万円<72万円>（42万7,500円<54万円>） ※ 対象となる有期契約労働者等1人当たり 2万円<2.4万円>（1.5万円<1.8万円>）加算
諸手当制度共通化コース	有期契約労働者等と正社員との共通の諸手当制度を新たに規定・適用した場合（1事業所当たり）	38万円<48万円>（28万5,000円<36万円>） ※ 対象となる有期契約労働者等1人当たり 1.5万円<1.8万円>（1.2万円<1.4万円>）加算 ※ 共通化した諸手当2つ目以降につき、1手当当たり 16万円<19.2万円>（12万円<14.4万円>）加算
選択的適用拡大導入時処遇改善コース	選択的適用拡大の導入に伴い、社会保険適用となる有期契約労働者等の賃金の引上げを実施した場合（基本給の増額割合に応じて、1人当たり）	3%以上 5%未満：19,000円<24,000円>（14,250円<18,000円>） 5%以上 7%未満：38,000円<48,000円>（28,500円<36,000円>） 7%以上 10%未満：47,500円<60,000円>（33,250円<42,000円>） 10%以上 14%未満：76,000円<96,000円>（57,000円<72,000円>） 14%以上： 95,000円< 12万円>（71,250円<90,000円>）
短時間労働者労働時間延長コース	有期契約労働者等の週所定労働時間を5時間以上延長し、社会保険を適用した場合（1人当たり）	5時間以上延長 19万円<24万円>（14万2,500円<18万円>） ※ ただし、上記「賃金規定等改定コース」又は「選択的適用拡大導入時処遇改善コース」と併せて実施し、労働者の手取り賃金が減少しない取組をした場合は、以下の通り1時間以上5時間未満の延長でも助成 1時間以上2時間未満：38,000円<48,000円>（28,500円<36,000円>） 2時間以上3時間未満：76,000円<96,000円>（57,000円<72,000円>） 3時間以上4時間未満：11万4,000円<14万4,000円>（85,500円<10万8,000円>） 4時間以上5時間未満：15万2,000円<19万2,000円>（11万4,000円<14万4,000円>）

※人材育成コースについては、平成30年度から「人材開発支援助成金」に統合されました。

◆問い合わせ先：厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係
（雇用助成金さっぽろセンター6階） TEL:011-788-9071

◆厚生労働省ホームページ

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html

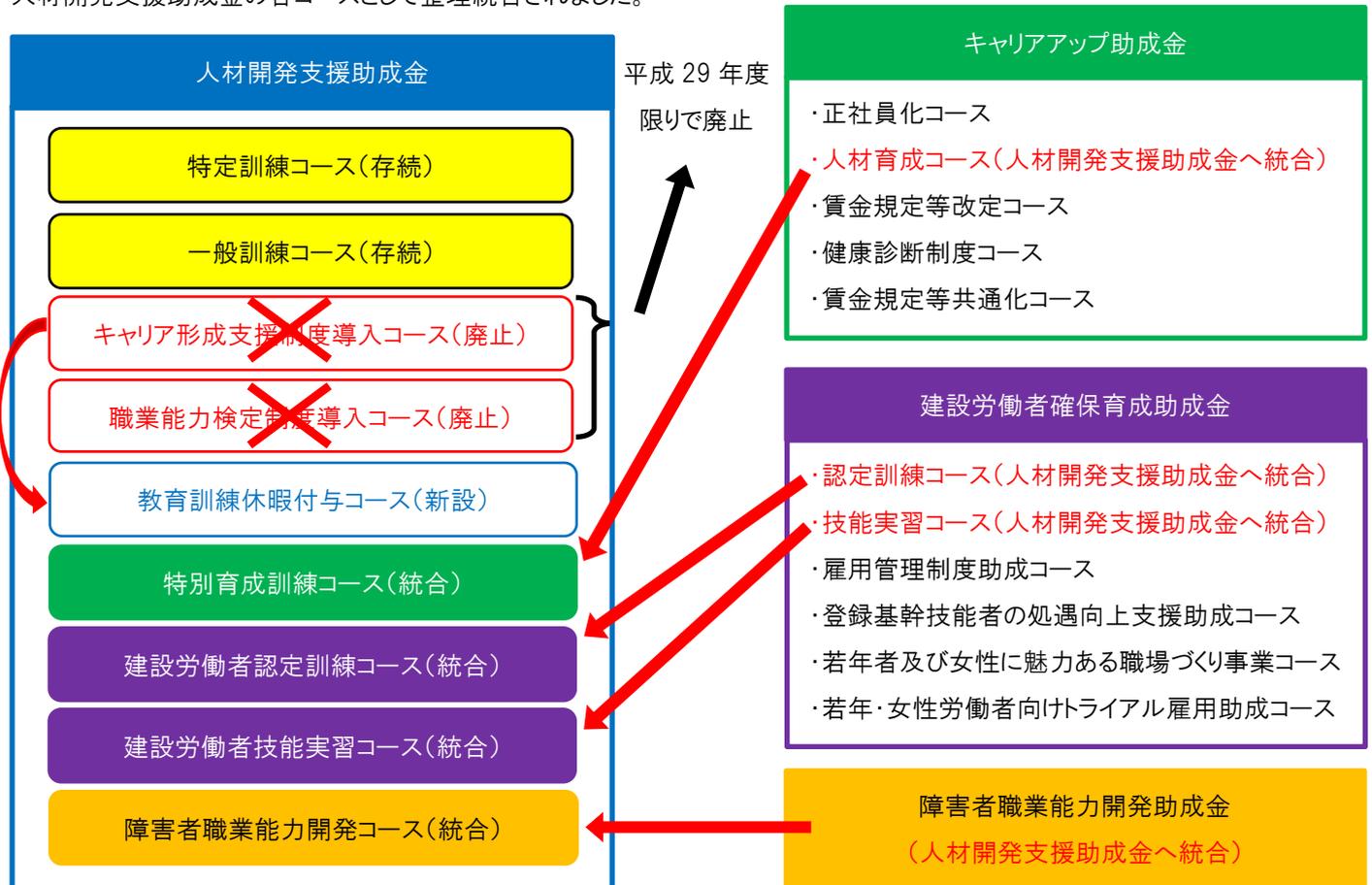
平成 30 年度における人材開発支援助成金について

(北海道労働局)

「人材開発支援助成金」は、労働者の職業生活設計の全期間を通じて段階的かつ体系的な職業能力開発を効果的に促進するため、事業主等が雇用する労働者に対して職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。

◎整理統合の趣旨等

助成メニューを目的別に集約することにより、人材育成を効果的に推進して助成金の活用促進を図るため、平成 30 年度よりキャリアアップ助成金、建設労働者確保育成助成金、障害者職業能力開発助成金における訓練関係のコースが、以下のとおり人材開発支援助成金の各コースとして整理統合されました。



◎各コースにおける担当係と問い合わせ先

コース名	担当係	電話番号
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 特定・一般・特別育成訓練コース ➤ 教育訓練休暇付与コース 	雇用開発係(人材育成系)	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 各訓練コース : 011-788-9070 ➤ 休暇付与コース : 011-788-9132
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 建設労働者認定訓練コース ➤ 建設労働者技能実習コース 	雇用対策係(季節系)	011-738-1043
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 障害者職業能力開発コース 	雇用対策係(障害系)	011-738-1053

◎厚生労働省 URL : http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html

労働移動支援助成金について（北海道労働局）

労働移動支援助成金については、平成30年4月1日付けの制度改正に伴い、整理統合が行われました。「移籍人材育成支援コース」が廃止され、「人材育成支援コース」が一部内容を変更のうえ、「早期雇入れ支援コース」の上乗せ助成として統合されたほか、「中途採用拡大コース」に生産性が向上した場合の上乗せ助成が創設されました。主な改正内容は以下のとおりとなっています。

1 移籍人材育成支援コース及び人材育成支援コース（廃止）

- 平成30年3月31日で廃止。

2 早期雇入れ支援コース（拡充）

- 人材育成支援として、早期雇入れ支援対象となる労働者に対してOff-JT又はOff-JT及びOJTを行った事業主に対して上乗せ助成。
- 訓練計画を作成するなど、事前手続きが必要となります。

（支給額）

賃金助成	訓練	通常助成	優遇助成	優遇助成(賃金上昇区分)
訓練経費助成	1時間	Off-JT 900円	Off-JT 1,000円	Off-JT 1,100円
	あたり	OJT 800円	OJT 900円	OJT 1,000円
訓練経費助成		Off-JT実費相当額		
		上限30万円	上限40万円	上限50万円

3 中途採用拡大コース（拡充）

- 中途採用拡大助成の支給を受けた事業主のうち、一定期間経過後に生産性が向上した事業主に対して助成。

（支給額）

助成区分	生産性向上助成額
中途採用率向上	1事業所あたり 25万円
45歳以上初採用	1事業所あたり 30万円

- ◆ 以上は制度の概要であり、助成金を受けるためにはその他定められた支給要件を満たす必要があります。
- ◆ 問い合わせ先：厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係（雇用助成金さっぽろセンター6階）

TEL：011-788-2294

- ◆ 厚生労働省ホームページ

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/

生涯現役起業支援助成金について（北海道労働局）

生涯現役起業支援助成金については、平成30年4月1日付けの制度改正に伴い、雇用創出措置助成金の支給を受けた後、一定期間経過後に生産性が向上した事業主に対しての追加助成が創設されました。改正内容は以下のとおりとなっています。

●改正内容

支給申請時点において、雇用創出措置に係る助成が支給決定されており、認定計画に係る事業を継続している事業主のうち、雇用創出措置に係る計画書を提出した日の属する会計年度とその3年度経過後の会計年度の生産性を比較して、その伸び率が6%以上であった場合に助成。

雇用創出措置と

対象労働者(※1)の雇入れに当たって事業主が行うことを求められる措置のなかで、募集や採用、教育訓練に関するものをいいます。(※1:計画期間内に新たに雇用保険の一般被保険者として雇入れられた人であり、かつ、継続して雇用することが確実な労働者として雇入れられた人)

●支給額について

雇用創出措置助成により助成された額の1/4の額を助成する。

◆以上は制度の概要であり、助成金を受けるためにはその他定められた支給要件を満たす必要があります。

◆問い合わせ先:厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係(雇用助成金さっぽろセンター6階)

TEL:011-788-2294

◆厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000115906.html>

「ほっかいどう働き方改革支援センター」のご案内【更新】

(北海道)

道では、従業員の就業環境整備や労働生産性向上などに取り組む企業の方々に支援するため、社会保険労務士や中小企業診断士などの専門家が無料で相談に対応する「ほっかいどう働き方改革支援センター」を平成28年12月20日に開設しました。是非、お気軽にご相談ください。

◆ 「ほっかいどう働き方改革支援センター」ではどんなことをやっているの？

「働き方改革」に取り組む企業のお悩み解決！専門家のアドバイスが**無料**で受けられます

- **社会保険労務士・中小企業診断士が相談に対応します。**
「ほっかいどう働き方改革支援センター」(札幌)には、社会保険労務士・中小企業診断士が常駐し、従業員の就業環境の整備などの労働面のアドバイス、生産性の向上や業務の効率化、利益率の向上などの経営面に関するアドバイスがワンストップで受けられる相談窓口(無料)を常時設置しています。
- **札幌以外でも相談できる「出張相談会」を開催！**
センターから離れている地域の企業の方々には、函館市、旭川市、帯広市、釧路市、北見市、室蘭市のほか、各振興局において開催する出張相談会もご利用いただけます。(詳細は、センターホームページをご覧ください。)
- **「働き方改革アドバイザー」が会社を訪問し、適切な助言・指導を行います。**
就業規則の見直しや職場環境の改善など現場でのアドバイスが必要な場合には、専門家が直接会社を訪問し、実態に即したアドバイスを行います。(1法人につき3回まで)

出張相談会(6～7月)

6月	会 場	7月	会 場
13日(水) 13:00～16:00	道北経済センター (旭川市常盤通1丁目)	23日(月) 13:00～16:00	帯広経済センタービル (帯広市西3条南9丁目)
13日(水) 13:00～16:00	オホーツク労働事務所 (北見市青葉町8番11号)	調整中	旭川市内
18日(月) 13:00～16:00	三井生命函館若松町ビル会議室 (函館市若松町6-7)	調整中	北見市内
18日(月) 13:00～16:00	室蘭市中小企業センター (室蘭市東町4-29-1)	調整中	函館市内
20日(水) 13:00～16:00	帯広経済センタービル (帯広市西3条南9丁目)	調整中	室蘭市内
25日(月) 13:00～16:00	道東経済センタービル (釧路市大町1丁目1番1号)	調整中	釧路市内

(詳細は、センターまでお問い合わせください。なお、参加を希望される方は、センターまで事前にご連絡ください。)

◆ 「ほっかいどう働き方改革支援センター」ではどんな相談を受けられるの？

- ◇ 長時間労働を減らすにはどうしたらいいのか知りたい
- ◇ 非正規社員を正社員にするメリットについて知りたい
- ◇ 就業規則に問題がないかチェックしてほしい
- ◇ 仕事と家庭の両立支援関係の助成金を紹介してほしい
- ◇ 有給休暇の取得率を上げるにはどうすればいいのか知りたい



◆ ご利用方法

相談を希望される方は、下記の専用電話へ事前にご連絡ください。また、メールやFAXによる相談も承っています。

◆ ほっかいどう働き方改革支援センター

札幌市中央区北1条西7丁目プレスト1・7 3F 北海道中小企業団体中央会内
 TEL:0120-495-595(専用電話) Email:hatarakikatasien@doginsoken.jp FAX:011-206-1498
 URL:http://www.lilac.co.jp/hataraki/ 午前9時～午後5時(土日祝日を除く)



中小企業大学校旭川校 7月開講講座のご案内 ～中小企業の人材育成をサポート～【更新】

(中小企業大学校 旭川校)

中小企業大学校旭川校は、経済産業省所管の独立行政法人である中小機構が運営する研修機関です。今回は、平成30年7月に開講する研修講座の情報をご案内します。カリキュラム詳細をご覧ください、ぜひ、受講をご検討ください。お申し込みは、ホームページまたはファックスでお受けしています。

養成型研修のご案内

No.301 経営管理者養成コース6期(通期22期)

～戦略的発想に基づいた質の高い経営を行うための総合的マネジメント能力をマスター～

本研修では、戦略的発想に基づいた質の高い経営を行うための創造的マネジメント能力の向上を図ることを目的として、総合的なマネジメントを遂行するための実践的な知識・手法を学びます。

◆この研修のポイント

1. 経験豊富な講師陣により、経営管理者が習得すべきマネジメントの視点・手法について体系的に学ぶことができます。
2. グループでの討議・発表の演習を取り入れ、受講者が自ら考え行動する参加型の講義により、実践的に学ぶことができます。
3. ゼミナールでは、講師によるきめ細かい指導・助言のもと、自社の課題解決を通して経営戦略・経営計画立案能力が身につきます。
4. 受講者同士の交流を通じて、経営管理者に求められる意識改革(気づき)を図ります。

◆研修期間 平成30年7月9日(月)～平成31年1月25日(金)
7ヶ月のインターバル 3日×5回・4日×2回 全23日・180時間

◆対象者 経営幹部・後継者・管理者(候補者)

◆受講料 293,000円(税込)

◆定員 20名

◆講師

ビジネス・コア・コンサルティング 代表 坂本 篤彦氏

インテレッジ 代表 高橋 正也氏

オフィス後藤経営 代表 後藤 直樹氏

宮公認会計士・税理士事務所 所長 宮 直史氏

(有)ロジカル・コミュニケーション 取締役社長 有賀 正彦氏

◆詳細はこちら

<http://www.smri.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2018/frr94k000000fetw.html>

No.15 経営トップセミナー I

～「食・農・流通」変化する市場に対応した商品づくりと販路開拓の進め方～

本セミナーでは、「食・農・流通」分野で活躍する道内外の経営者・ビジネスリーダーを招いて、北海道ブランドの強みと地域を活かした商品・サービスの魅力づくりについて講演いただくとともに、変化する市場を捉えるための情報発信、販路開拓の具体的なノウハウについて学びます。

◆この研修のポイント

1. 道内外の経営者・ビジネスリーダーから、成功要因・失敗談のお話を直接伺い、質疑により理解を深めます。
2. 変化する市場への情報発信・販路開拓の具体的なノウハウが得られます。
3. 5年・10年先を見据えた自社のビジネスモデルのヒントが得られます。

◆研修期間 7月19日(木)～7月20日(金) 2日間

◆研修時間 6時間

◆対象者 経営者・経営幹部・後継者など

◆受講料 16,000円(税込)

◆講師 株式会社藤丸(藤丸百貨店) 代表取締役 藤本 長章氏
有限会社十勝しんむら牧場 代表取締役 新村 浩隆氏
株式会社五味商店 代表取締役社長 寺谷 健治氏
全日空商事株式会社デジタルマーケティングカンパニー
事業推進兼事業開発リーダー 今本 光夫氏
一般社団法人地球MD 代表理事 山本 聖氏 <コーディネーター>

◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2018/fr94k000000fd6e.html>

No.16 管理者のための問題発見・解決法

～問題の本質を見極める目と、根本から解決する力を身につける～

変化の激しい経営環境下で発生する問題は質・量ともに複雑さを増しており、これまでよりもさらに正確かつ迅速な対応が必要になっていると言えます。本研修は、こうした問題に正しく対応するため、論理的思考により問題の本質を見極めて解決策を導き出すスキルを身につけることで業務の効率化に資するとともに、職場での実践につなげることを目的とします。

◆この研修のポイント

1. さまざまな角度から創造的にアイデアを出して具体策を講じる手法を学びます。
2. 経験と勘に頼りきるのではなく、解決の手順を可視化できるようになります。
3. 指示命令と前例を重視する組織から、自律型組織へと変わるきっかけづくりになります。

◆研修期間 7月24日(火)～7月27日(金) 4日間

◆研修時間 26時間

◆対象者 管理者、新任管理者(候補者)

◆受講料 35,000円(税込)

◆講師 SDSネットワーク 代表 渡辺 章二氏

◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2018/fr94k000000fd98.html>

◆◇ ご案内 ◆◇

各市町村・金融機関・商工会議所・商工会等で受講助成制度があります。

詳細は、中小企業大学校旭川校(TEL:0166-65-1200、FAX:0166-65-2190)までお問い合わせ下さい。

中小企業大学校旭川校 および 講座の情報は、ホームページをご覧ください。

<http://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/index.html>





中小企業大学校旭川校 7月開講無料セミナーのご案内
～中小企業の人材育成をサポート～

(中小企業大学校 旭川校)

中小企業大学校旭川校は、経済産業省所管の独立行政法人である中小機構が運営する研修機関です。
今回は、平成30年7月に開講する無料セミナーの情報をご案内します。
カリキュラム詳細をご覧ください、ぜひ、受講をご検討ください。
お申し込みは、ホームページまたはファックスでお受けしています。

小規模事業者向けセミナー2018 in 恵庭
食品製造・販売事業者のための戦略的販路開拓セミナー

◆セミナーのねらい

食品製造・販売事業者の繁栄のカギは、市場が求められる商品づくりと営業・販売力の強化にあります。
このセミナーでは、流通業界に精通したスペシャリストを講師に迎え、流通業界の現状から商品開発、商談前後の対応等について、最新の事例を交えて具体的に解説します。

- ◆日時： 7月24日(火) 14時～16時
- ◆会場： 恵庭商工会議所 中会議室
(恵庭市京町80)
- ◆定員： 20名
- ◆参加料： 無料
- ◆講師 一般社団法人新日本スーパーマーケット協会 プランニングマネージャー
初山 朋 輝氏

◆◇ ご案内 ◆◇

各市町村・金融機関・商工会議所・商工会等で受講助成制度があります。
詳細は、中小企業大学校旭川校(TEL:0166-65-1200、FAX:0166-65-2190)までお問い合わせ下さい。
中小企業大学校旭川校 および 講座の情報は、ホームページをご覧ください。

<http://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/index.html>



「生産性向上支援訓練」のご案内

(北海道、労働局、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構)

「生産性向上支援訓練」は、企業や事業主団体の生産性を向上するための職業訓練で、北海道、北海道労働局、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の三者で締結した「北海道労働政策協定」に基づき実施するものです。

訓練は、全国のポリテクセンターに設置した生産性向上人材育成支援センター(生産性センター)が、専門的な知見やノウハウを持つ民間機関等に委託し、企業・団体の課題やニーズにあわせて実施します。

さまざまな内容・分野の幅広い職務階層の方を対象としたカリキュラムで従業員の生産性向上をお手伝いします。

◆ 生産性向上支援訓練のポイント

① 訓練を受講して生産性アップ!

生産性向上のために必要な課題解決や現場力強化につながる様々なカリキュラムをご用意しています。カリキュラムは、課題・ニーズにあわせて内容をカスタマイズできます。

② オーダーメイドで訓練を実施!

日程や訓練会場などのご要望にあわせて、生産性センターが訓練をコーディネートします。

訓練時間は6～30時間の範囲内で、ご要望にあわせて設定できます。

※平成30年4月開講コースから、6～11時間の短時間コースも設定できるようになりました。

③ 受講しやすい料金

受講料は1人当たり3,000円～6,000円(税別)

さらに、生産性向上支援訓練を従業員に受講させた事業主は、人材開発支援助成金を利用して経費及び賃金の助成を受けることができます。

※助成金の受給には、一定の要件(訓練対象者の職務と訓練内容の関連が認められること。10時間以上の訓練であること等)を満たす必要があります。

◆ ご利用までの流れ

① ご連絡

まずは、生産性センターへご相談ください。その後、打ち合わせに向けた日程調整を行います。

② プラン作成に向けた相談

相談は、企業訪問等により行います。

(人材育成に関するヒアリング、課題や方策の整理、カリキュラムモデル等の提示、など)

③ 訓練コースのコーディネート

企業の抱える課題やニーズに応じた訓練コースをご提案します。

④ 受講申込・訓練の受講

期限内に受講申込書を提出し、受講料をお支払いの上、訓練を受講してください。

※期限内に受講料の支払いがない場合は訓練を受講することができません。

問い合わせ先：独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
ポリテクセンター北海道 生産性向上人材育成支援センター(担当：大橋、山岸)

〒063-0804 札幌市西区二十四軒4条1丁目4番1号

TEL:011-640-8828(専用電話) FAX:011-640-8958 Email:hokkaido-seisan@jeed.or.jp

「第7回北海道産業人材育成企業知事表彰」候補企業募集について【新規】（北海道）

道では、従業員等の人材育成に積極的な取組を行っている中小企業等を表彰します。

道内の中小企業等においては、従業員等の人材育成は重要な経営課題となっておりますが、その取組を進めるに当たっては、参考となる他社の事例や効果的な取組について、知ることも大切です。

このため、従業員等の人材育成の取組方針を明確にし、能力開発制度を有するなど、人材育成を積極的に推進している中小企業等の取組を表彰し、その取組を広く紹介することにより、本道における産業人材の育成を図ります。

◆表彰対象

道内に主たる事業所を置く中小企業者等（※）であって、次の要件を満たす方が対象

※中小企業者、中小企業団体、社会福祉法人、NPO法人

- ① 次の分野において事業を行っていること
○食品産業 ○観光産業 ○ものづくり産業
○ソーシャルビジネス（社会的課題解決を図る事業）○福祉・介護
- ② 「労働者」や「次の時代の産業の担い手」の人材育成について他の模範となる取組を行っていること

◆表彰数

概ね3企業、団体

◆応募・お問い合わせ

(1) 応募

自薦又は他薦とします。なお、応募方法の詳細は以下のホームページをご覧ください。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/dai7kaibosyuugaiyou.htm>

(2) 応募締切

平成30年8月31日（金）〈必着〉

(3) お問い合わせ

北海道経済部労働政策局人材育成課産業人材グループ

電話 011-204-5098 FAX: 011-232-1044

e-mail keizai.jinzai1@pref.hokkaido.lg.jp

能力開発セミナー（7～9月開講予定）のご案内【更新】

（北海道）

在職者の能力向上を図るための職業訓練です。

北海道立高等技術専門学院及び北海道障害者職業能力開発校では、企業に在職している方を対象に、知識・技能を向上させるための職業訓練（能力開発セミナー）を実施しています。

受講料は無料です（テキスト代等の実費負担あり）。訓練の詳細は、各高等技術専門学院等にお問い合わせください。

7-9月開講												
技 専 等	訓 練 科 名	専 攻 科 目 名	実 施 地	施設内外の別		昼夜の別		実施時期		訓練期間		定員
				内	外	昼	夜			日数	時間	
札幌高等技術専門学院 011-781-0559	2級管工事科	2級管工事施工管理 技士	札幌市	○		○		H30.7.26	H30.10.19	4	28	20
旭川高等技術専門学院 稚内分校 0162-33-2636	自動車整備科	二級ガソリン	稚内市		○	○	○	H30.7.11	H30.9.12	41	134	10
	介護実践科(Ⅱ)	介護実技	天塩町		○		○	8月上旬	10月下旬	6	12	10
	介護実践科(Ⅰ)	介護実技	稚内市		○		○	H30.8.22	H30.9.26	6	12	10
	情報科	モバイル基礎講座	稚内市		○		○	8月下旬	10月上旬	10	20	10
	電気科	2級電気施工管理技 士(電気)	稚内市		○		○	H30.9.3	H30.10.13	10	20	10
	観光科	おもてなし英会話	稚内市		○		○	H30.9.18	H30.10.23	6	12	10
北見高等技術専門学院 0157-33-4436	介護実務科	介護支援専門員試験受験対策	網走市		○		○	H30.7.6	H30.9.7	15	30	15
	パソコン基礎科Ⅱ	エクセル基礎・応用	遠軽町		○		○	H30.8.23	H30.9.13	10	30	15
	パソコン科	ホームページの作成	美幌町		○		○	H30.9.6	H30.9.25	6	18	10
	2級建築科Ⅱ	施工管理技士実地受験対策	網走市		○		○	H30.9.7	H30.10.23	13	26	10
	自動車整備科	一級小型自動車整備士受験対策	北見市	○			○	H30.9.12	H30.10.31	8	24	10
	介護福祉科	介護福祉士試験受験対策	網走市		○		○	H30.9.18	H30.10.30	10	20	10
室蘭高等技術専門学院 0143-44-7820	OA事務科	エクセル基礎	室蘭市	○			○	H30.7.2	H30.7.26	15	30	15
	OA事務科	パワーポイント基礎	室蘭市	○			○	H30.9.25	H30.10.11	10	20	15
苫小牧高等技術専門学院 0144-55-7007	電気工事科(第一 種)	第一種電気工事士 学科講習	苫小牧市	○		○		H30.9.14	H30.9.28	5	35	10
帯広高等技術専門学院 0155-37-6975	電気工事科Ⅰ	電気工事基礎	帯広市	○			○	H30.9.3	H30.9.28	10	20	20
釧路高等技術専門学院 0154-57-8016	観光ビジネス科	中国語講座	釧路市		○		○	H30.8.22	H30.11.28	15	30	20
	電気工事科	第一種電気工事士	釧路市		○	○		H30.9.9	H30.11.9	8	56	10
北海道障害者職業能力開発校 0125-52-2774	コミュニケーション技 術科Ⅰ	コミュニケーションスキ ルアップ基礎	旭川市		○		○	H30.9.4	H30.9.21	6	12	10

人材確保と経営力強化に取り組む企業を応援します
【北海道ビジネスサポート・ハローワーク】のご案内について【新規】

(北海道)

北海道ビジネスサポート・ハローワークは、人材の確保・育成や、生産性の向上、経営力の強化などの課題に対応しようとする中小企業の皆様、および新規に創業をお考えの皆様へのサービスを、ワンストップで提供する北海道と北海道労働局が共同で運営する施設です。

ぜひお気軽にご相談ください。



◆サービス内容

- ・企業の在職者訓練に係る案内・相談、求人コンサルティング
- ・助成金に関する案内相談、助成金セミナーの開催
- ・経営相談(同一フロアの北海道中小企業総合支援センターが対応)

◆センター概要

営業時間:9:30~17:00(土日祝日休)

場所:札幌市中央区北1条西2丁目2

北海道経済センタービル 9F (北海道中小企業総合支援センターと同一フロアです)

TEL:011-200-1622 FAX:011-281-2351

利用料:無料

◆7月の事務所向けセミナー

・各種助成金のご案内

①「キャリアアップ助成金」	7/3(火)	14:00~16:00
②「人材開発支援助成金」(旧キャリア形成促進助成金)	7/10(火)	14:00~15:30
③「特定求職者雇用開発助成金」、「トライアル雇用助成金」	7/17(火)	14:00~16:00
④「人材確保等支援助成金」(旧職場定着支援助成金)	7/24(火)	14:00~15:30

*上記①、③は90分のセミナーの後、高齢・障害・求職者支援機構の職員から「65歳超雇用推進助成金」の説明があります。(30分)

・雇用保険関係セミナー

①「雇用保険事務手続きセミナー」	7/12(木)	14:00~16:00
②「電子申請活用セミナー」	7/19(木)	14:00~15:30
③「雇用継続給付セミナー」	7/26(木)	14:00~16:00

*上記①、③は90分のセミナーの後、雇用管理改善セミナーがあります。

・セミナー会場は、北海道ビジネスサポート・ハローワークです。

★セミナー詳細、申込については以下のHPをご覧ください。

https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-hellowork/list/sapporo/shisetsu/_93897.htm

知財マネジメント普及モデル事業のご案内

(北海道)

道では、日本弁理士会北海道支部と連携して、知的財産の活用に関心のある道内の中小企業等の事業者などを訪問して、弁理士が無料でコンサルティングを行う事業を行っています。

知的財産の活用や権利化に関心のある事業者、さらには、知的財産を重要な資源と位置づけて、経営戦略・事業戦略の策定を考えている事業者の皆様には、ぜひ積極的に活用してください。

◆事業内容

知財マネジメントとは

- ・知的財産を事業者の重要な資源であると位置付けて、経営戦略・事業戦略に反映
- ・資源や資産である知財とそのリスクを管理し、経営上の効果を最適化

(1)実施主体

北海道、日本弁理士会北海道支部

(2)対象事業者

知的財産に関心を持っている事業者であるが…



(3)実施内容

●弁理士による無料コンサルティングを実施



◆問い合わせ先

北海道経済部産業振興局科学技術振興室知的財産グループ (TEL:011-204-5128)

IT 導入で商売繁盛！「プラス IT フェア 2018 in 札幌」を開催します【新規】

(北海道経済産業局)

プラス IT フェア 2018 実行委員会は、中小企業・小規模事業者の IT の利活用を推進するための「プラス IT フェア 2018 in 札幌」を 7 月 3 日(火)に開催します。

会場では、IT 導入補助金の説明会、最新 IT ツールの展示会、IT の専門家による相談会等を実施します。

◆開催概要

【日時】平成 30 年 7 月 3 日(火)13:00~18:00

【場所】ACU-A(札幌市中央区北 4 条西 5 アスティ 45)

【参加費】無料

◆プログラム

1.IT 導入補助金説明会(中小企業・小規模事業者向け/IT ベンダー・サービス事業者向け)

2.業種別 IT 導入補助金活用セミナー

・小売・飲食業種向けセミナー

・宿泊・医療・介護種向けセミナー

・運輸業種向けセミナー

・全業種共通セミナー

3.IT ツール展示会(随時)

4.IT 導入サポートの相談(随時)

◆申込方法

以下のウェブサイトの事前登録フォームよりお申し込みください。

【URL】 <http://www.plus-it-fair.jp/place/sapporo.html>

◆問合わせ先

プラス IT フェア 2018 事務局

TEL:03-3431-5088

E-mail: jimukyoku@plus-it-fair.jp

「2018年版中小企業白書・小規模企業白書」及び「事業承継補助金」説明会を開催します
【新規】

(北海道経済産業局)

北海道経済産業局では、平成30年7月5日(木)に「2018年版中小企業白書・小規模企業白書」及び「事業承継補助金」の説明会を開催します。

◆開催概要

【日時】平成30年7月5日(木)13:30~16:00

【場所】北海道経済産業局 第1会議室(札幌市北区北8条西2丁目札幌第1合同庁舎6階)

【定員】150名(参加費無料)

【対象】企業、自治体、支援機関など

◆プログラム

【第1部】13:30~14:50

「2018年版中小企業白書・小規模企業白書」について

【第2部】15:00~16:00

「事業承継補助金」について

◆申込方法

申込の詳細は以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】 <http://www.hkd.meti.go.jp/hokic/20180612/index.htm>

申込締切:平成30年7月2日(月)

◆申込・問合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 産業部 中小企業課

TEL:011-709-2311(内線 2575)

FAX:011-709-4138

E-mail:hokkaido-chusho@meti.go.jp

科学的特性マップに関する対話型全国説明会を開催します【新規】

(北海道経済産業局)

経済産業省資源エネルギー庁と原子力発電環境整備機構(NUMO)では、昨年7月に公表した「科学的特性マップ」の説明や質疑応答を通じて、高レベル放射性廃棄物の地層処分に関する理解を深めていただけるよう、本年5月から科学的特性マップに関する対話型全国説明会を全国各地で順次開催しています。

北海道地域では、7月9日(月)に札幌で開催されます。

◆開催概要

【日時】平成30年7月9日(月)13:30~16:10(予定)

【場所】さっぽろテレビ塔 2階 ホール(札幌市中央区大通西1丁目)

◆プログラム

【第1部】

映像放映

地層処分の説明・資源エネルギー庁

・原子力発電環境整備機構(NUMO)

・専門家

質疑応答

【第2部】

テーブルでのグループ質疑

◆詳細及び申込方法

詳細及び申込は以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】 <https://www.numo.or.jp/taiwa/2018/>

北海道衛星データ利用ビジネス創出協議会のご案内 【新規】

(北海道)

道では、衛星データを利用した新たなビジネスの創出を図るため、企業、専門家、研究機関、関係団体、行政などで構成する連携組織「北海道衛星データ利用ビジネス創出協議会」を設立し、協議会に登録した会員企業への関連情報の提供や相談対応、事業化に向けたプロジェクトチームによる検討などを実施しています。

【アドバイザー】

北海道大学大学院農学研究院 野口 伸 教授、北海道大学大学院理学院 高橋 幸弘 教授

北海道大学北極域研究センター 齊藤 誠一 特任教授、北海道大学大学院情報科学研究科 川村 秀憲 教授、北海道大学大学院情報科学研究科 長谷山 美紀 教授、北海道大学公共政策大学院 鈴木 一人 教授、酪農学園大学 金子 正美 教授

1. 北海道衛星データ利用ビジネス創出協議会の会員お申し込み

(1) 会員資格

- ・衛星データを利用した事業に取り組む企業、研究者、団体、市町村等
- ・原則、北海道内に事業所を有し、かつ衛星データ利用ビジネスを行っている者、または、今後取り組みたい者、衛星データ利用ビジネスを支援する者

(2) 会費

- ・無料

(3) 申し込み

- ・入会申込書を提出いただき、事務局で内容確認後、入会の承認についてご連絡いたします
参加申込書はこちらから

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kgs/sangaku/uchu/kyogikai.htm>

2. 第2回北海道衛星データ利用ビジネス創出協議会のご案内

(1) 開催日時 平成30年6月22日(金) 13時30分～15時30分

(2) 場所 かでる2・7 520研修室

(3) プログラム

1. 本道農業における衛星リモートセンシングデータの活用状況について
北海道立総合研究機構農業研究本部企画調整部長 安積 大治 氏
2. SARデータの活用によるインフラ監視について
一般財団法人 リモート・センシング技術センター 山本 彩 氏

(4) 参加方法

- ・参加無料
- ・本協議会は会員制となっております。会員登録のお申し込みは、上記1.(3)申し込みを参照願います。
- ・第2回協議会への参加を希望される会員は、①所属、②氏名をメールにて下記アドレスまでお申し込みください。

メールアドレス：sogo.kagi1@pref.hokkaido.lg.jp

◆問い合わせ先

北海道経済部産業振興局科学技術振興室

TEL:011-204-5127(内線:26-827/26-836) FAX:011-232-1063

E-mail:sogo.kagi1@pref.hokkaido.lg.jp

平成 30 年度 製品安全対策優良企業表彰の募集を開始します【新規】

(北海道経済産業局)

経済産業省では、企業の製品安全に対する意識の向上や、企業の枠を越えて、製品安全という重要な価値を共有する「製品安全文化」の定着を図り、製品安全が持続的に確保されるような安全・安心な社会の構築実現を目的に、平成 30 年度 製品安全対策優良企業表彰の応募企業を募集しています。

本表彰は、「PS アワード」の愛称で平成 19 年度から実施しており、大小問わず、消費生活用製品を取り扱う、製造・輸入・小売販売事業者による製品安全の取り組みを称えるものです。

◆募集概要

製造事業者・輸入事業者部門

消費生活用製品の製造事業又は輸入事業を行う者
(経済産業大臣賞、技術総括・保安審議官賞、優良賞(審査委員会賞))

小売販売事業者部門

消費生活用製品の小売販売事業を行う者
(経済産業大臣賞、技術総括・保安審議官賞、優良賞(審査委員会賞))

上記以外の団体部門

消費生活用製品に関連した事業を行う団体又は企業
(特別賞(審査委員会賞))

◆応募方法等

応募方法やスケジュール等、事業の詳細は以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】 http://www.meti.go.jp/product_safety/ps-award/

応募締切:平成 30 年 7 月 18 日(水)

◆問い合わせ先

製品安全対策優良企業表彰(PS アワード)事務局

TEL:03-6705-6067

E-mail:ps-award2018@ml.mri.co.jp

**平成 30 年度災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金
(石油ガス災害バルク等の導入に係るもの) の公募を開始しました【新規】**

(北海道経済産業局)

(一財)エルピーガス振興センターでは、平成 30 年度「災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金(石油ガス災害バルク等の導入に係るもの)」の公募を開始しました。

◆**事業概要**

災害発生時に、電力や都市ガスの供給が途絶した場合でも、避難困難者が多数生じる病院や老人ホーム、公的避難所及び一時避難所となり得る施設等において、ライフラインの機能を維持できるよう、災害対応 LP ガスタンク等を設置する企業・自治体等に対し支援します。

【対象となる機器】

シリンダー容器又はバルク容器

容器に接続する圧力調整器部分

燃焼機器

LPガス発電機・照明機器ユニット

LPガス給湯ユニット

LPガス燃焼機器ユニット(調理、炊飯又は冷暖房に供するもの)

※上記が一体的に構成されたものであり、かつ、災害発生時に電気、水道などのライフラインが途絶えた場合でも、独立して稼働できることが補助の条件です。

◆**補助率**

中小企業者:対象経費の 2/3

その他:対象経費の 1/2

◆**補助金額**

上限 1,500 万円(1 申請あたり)

◆**公募期間**

平成 30 年 5 月 23 日(水)～8 月 10 日(金)

◆**申請方法**

詳細、申請手続き等は以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】 <http://saigaibulk.net/>

◆**申請・問い合わせ先**

(一社)エルピーガス振興センター 助成事業室

〒105-0003 東京都港区西新橋三丁目 5 番 2 号 西新橋第一法規ビル 5 階

TEL: 03-6402-3626

FAX: 03-6402-3691

E-mail: saigaibulk@lpgc.or.jp

公共施設の見学を取り入れたツアーを催行してみませんか

～「公共施設見学ツアー」を企画していただく旅行会社や各種団体を募集しています～

(北海道開発局)

北海道開発局では、ダムや道路、港湾などの公共施設の役割や重要性について、より多くの皆さまに知っていただくとともに、観光産業の振興や地域の活性化を目的として、平成 25 年度から「公共施設見学ツアー」の取組を行っています。現在、平成 30 年度においてツアーを企画・催行していただける旅行会社等を募集しています。

募集型ツアー、受注型ツアー(修学旅行、社員旅行、町内会旅行等)を問わず、公共施設の見学を取り入れたツアーの企画について、是非ご検討ください。

- ◆**取組概要**： 北海道内各地のダムや道路、港湾など、「公共施設見学ツアー」対象施設の見学を取り入れた旅行商品(ツアー)を企画・催行いただきます。
施設見学の際は、北海道開発局の職員が施設を案内し、施設の役割等について解説します。また、ダム等の施設で、普段は公開していないエリアをご覧ください。(無償対応)
- ◆**申込方法**： 「公共施設見学ツアー」の企画を希望される場合は、当局ホームページにある応募要領等をご覧ください。下記「公共施設見学ツアー」総合窓口までお申し込みください。
- ◆**応募要領**： 応募要領等詳細については、北海道開発局「公共施設見学ツアー」のページをご覧ください。
<http://www.hkd.mlit.go.jp/ky/ki/chousei/u23dsn0000001f6f.html>
- ◆**対象施設**： 「公共施設見学ツアー」の対象施設は以下のとおりです。(網掛けは募集を終了した施設)

《道央地区》

石狩地区地域防災施設(川の博物館)(石狩市)、石狩川下流当別自然再生地(当別町)、夕張川新水路と石狩川下流幌向自然再生地(南幌町)、千歳川遊水地群(舞鶴遊水地)(長沼町)、滝川地区地域防災施設(川の科学館)(滝川市)、砂川遊水地(砂川市)、樽前山砂防施設(苫小牧市)、新桂沢ダム(嵩上工事)(三笠市)、夕張シューパロダム(夕張市)、豊平峡ダム(札幌市)、定山溪ダム(札幌市)、滝里ダム(芦別市)、漁川ダム(恵庭市)、国道 37 号白鳥大橋(室蘭市)、小樽港(みなとの資料コーナー)(小樽市)、苫小牧港(苫小牧市・厚真町)、北海幹線水路関連施設群(赤平市ほか)、石狩川頭首工関連施設群(月形町ほか)、古平漁港衛生管理型施設(古平町・積丹町)、追直漁港(沖合人工島)(室蘭市)

《道南地区》

美利河ダム(今金町)、国道 5 号赤松街道(七飯町)、国道 228 号函館・江差自動車道 茂辺地木古内道路工事(渡島トンネル)(北斗市ほか)、北海道縦貫自動車道 七飯大沼工事(大沼トンネル)(七飯町)、函館港(クルーズ船対応岸壁工事)(函館市)、函館漁港(船入潤防波堤)(函館市)

《道北地区》

十勝岳火山砂防情報センターと青い池(美瑛町)、金山ダム(南富良野町)、大雪ダム(上川町)、忠別ダム(東川町)、岩尾内ダム(士別市)、留萌ダム(留萌市)、国道 40 号旭橋(旭川市)、稚内港(北防波堤ドーム)(稚内市)、苫前漁港衛生管理型施設(苫前町)、仙法市漁港衛生管理型施設(利尻町)

《道東地区》

釧路湿原旧川復元茅沼地区(標茶町)、千代田新水路(幕別町)、十勝ダム(新得町)、札内川ダム(中札内村)、鹿ノ子ダム(置戸町)、国道 273 号三国峠(上士幌町)、国道 334 号知床横断道路(斜里町)、国道 334 号知床横断道路(羅臼町)、釧路港(国際バルク戦略港湾)(釧路市)、羅臼漁港衛生管理型施設(羅臼町)

- ◆**問い合わせ先**： 「公共施設見学ツアー」総合窓口 北海道開発局開発監理部開発調整課
公共施設見学ツアー担当 TEL(011)709-2311(内線 5477)

【見学施設の例】



苫小牧港(東港区)



白鳥大橋からの眺め



新桂沢ダム(嵩上工事)



滝里ダム(監査廊)

平成30年度「手づくり郷土賞」募集中
 ～個性的で魅力ある郷土づくりを応援します～【新規】

(北海道開発局)

「手づくり郷土(ふるさと)賞」は昭和61年度に創設され、今年度で33回目を迎える国土交通大臣表彰です。同賞は、地域づくり活動によって地域の魅力や個性を生み出している良質な社会資本とそれに関わった団体のご努力を表彰するものです。また、これらの好事例を広く紹介することで、各地で個性的で魅力ある郷土づくりに向けた取組が一層推進されることを目指しています。

地域づくりに取り組む活動団体、地方公共団体のみなさまのご応募をお待ちしております。

■応募者の資格

地域の社会資本(※)を有効活用し、地域づくり等に取り組む活動団体が単体で、または社会資本を管理する地方公共団体(都道府県、市区町村)と共同で応募するものとします。

※原則として、国土交通省が所管する社会資本で、地方公共団体等が整備・管理するものも含まれます。

■表彰部門

手づくり郷土(ふるさと)賞は、以下の2部門について、募集を行っています。

(1) 手づくり郷土(ふるさと)賞(一般部門)

地域の魅力や個性を生み出している社会資本及びそれと関わりのある地域活動が一体となった成果を対象とします。

(2) 手づくり郷土(ふるさと)賞(大賞部門)

これまでに「手づくり郷土(ふるさと)賞」を受賞したもののうち一層の発展があったもの。

受賞団体決定後、東京都内において、受賞団体によるプレゼンテーションなど活動の発表会(交流会)を予定しております(平成30年12月～平成31年1月頃)。発表会では、受賞団体の中から各部門のグランプリを選出します。会場までの交通費等は1団体につき2名様分までご用意する予定です。

■募集期間

平成30年6月1日(金)から平成30年8月20日(月)まで ※消印有効

■応募方法

応募資料(応募用紙、参考資料)を北海道開発局に提出

※応募要領、応募資料については、北海道開発局ホームページをご覧ください。

<http://www.hkd.mlit.go.jp/ky/ki/chousei/ud49g700000001s9.html>

■問い合わせ先(応募資料提出先)

北海道開発局開発監理部開発調整課 TEL(011)709-2311(内 5470) 札幌市北区北8条西2丁目

昨年度の受賞案件(北海道内):古き良きものを守る～国境の街 稚内の歴史的建造物の保存とまちづくり～

かつて樺太との交易で栄えた稚内の栄華を伝える建造物が、次々と解体されていくことに危機感を持った有志が、「古き良きものを守る」という意識のもと、現存する歴史的建造物を保存し、この街の歴史文化の広報活動等を通じて、活力ある地域づくりを目的に活動しています。市内にある歴史的建造物や史跡に関する調査・研究や講演会の開催、インフラを活用した観光・地域づくり「稚内歴史めぐりツアー」の企画立案などを行っています。

●活動主体:稚内市歴史・まち研究会(稚内市)



平成 30 年度 北海道科学技術賞及び北海道科学技術奨励賞の推薦について

(北海道)

道では、北海道表彰規則に基づき、科学技術上の優れた発明、研究等を行い、その功績が顕著なものを対象とした北海道科学技術賞及び北海道科学技術奨励賞の表彰を実施しています。

つきましては、平成 30 年度の受賞候補者を次により募集しますので、幅広く御検討の上、積極的に御推薦いただきますようお願いいたします。

◆対象者

1. 北海道科学技術賞

本道の発展に功績のあった個人又は団体(グループを含む)であって、科学技術上の優れた発明、研究等を行い、特にその功績が顕著な者。

2. 北海道科学技術奨励賞

本道を主な拠点として本道の発展に寄与する科学技術上の優れた発明、研究等を行い、今後の活躍が期待される若手研究者(平成 30 年4月1日時点で満45歳未満の者)。

◆表彰の方法

表彰状及び記念品の授与

(表彰予定数:北海道科学技術賞3名(団体)以内、北海道科学技術奨励賞5名以内)

◆審査等

・書面による審査

・候補者調査書に基づき、北海道科学技術審議会での審査等を行い、北海道知事が受賞者を決定します。

◆応募方法

・推薦期限:平成 30 年7月 20 日(金)必着

・提出書類:①候補者調査書、②附属資料(功績概要関連資料)、③候補者推薦書、④顔写真(電子データ) これら提出書類のうち①から③は A4判とし、紙に印刷したものを各 1 部提出するとともに、①、②及び④については電子データを CD-ROM または電子メールにて提出してください。

◆推薦要綱等

推薦要綱や推薦に必要な様式等は次のウェブサイトからダウンロードできます。

http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kgs/kagisyo_suisen.htm

◆お問い合わせ先

北海道 経済部 産業振興局 科学技術振興室 科学技術振興グループ (担当:小林)

電話:011-204-5126、 E-mail:keizai.kagi@pref.hokkaido.lg.jp

「北海道創業ビジネスグランプリ」を開催します

(北海道)

道では、道内における創業を促進し、地域経済の活性化を図るため、地域の課題をビジネスの手法によって解決する優れた事業計画を有する方を選定、表彰するとともに、受賞者に対しクラウドファンディング型ふるさと納税を活用して、創業時に要する費用の一部を補助します。

■応募資格等

応募対象	地域課題を解決する創業計画を持つ事業を営んでいない個人であって、補助金の交付決定日から平成31年3月31日までに、中小企業者である個人又は会社として新たに道内で創業する者
募集期間	平成30年6月下旬～平成30年8月10日（金）
応募方法	平成30年8月10日（金）必着で持参又は郵送により、「北海道創業ビジネスグランプリ応募用紙」を北海道経済部地域経済局中小企業課あて提出してください。 (様式については北海道のホームページよりダウンロードできます。)

■地域予選会

応募のあった創業計画は、書類審査の上、道内6圏域において次の日程で地域予選会を開催し、それぞれの代表を決定します。地域予選会では、来場者の皆様にも選考に必要な投票に参加していただきます。創業に関する講演を行うほか、創業支援団体等による相談ブースや交流ブースを設けますので、お気軽にご参加ください。

日時	開催場所	開催時間
9月1日（土）	釧路市交流プラザさいわい（釧路市）	いずれの会場も 14:30～17:00（開場は14:00）
9月2日（日）	十勝総合振興局（帯広市）	
9月8日（土）	旭川勤労者福祉会館（旭川市）	
9月9日（日）	北見市民会館（北見市）	
9月15日（土）	かでる2・7（札幌市）	
9月17日（月）	サン・リフレ函館（函館市）	

■表彰式

地域予選会で選ばれた各圏域の代表者の中から、最終審査を行い、受賞者を決定し、表彰式を開催します。皆さまのご参加をお待ちしています。

表彰の種類	全道最優秀賞（1名以内）、全道優秀賞（1名以内）、全道特別賞（1名以内）、地域優秀賞（3名以内）
表彰式の概要	・10月14日（日）に赤レンガ庁舎で開催します。 ・受賞者によるプレゼンテーションの他、北海道命名150年にちなんだ創業に関する講演を実施する予定です。

※地域予選会、表彰式の参加にあたっては、下記問い合わせ先に、電話又はEメールにより事前のご連絡をお願いします。

■受賞者への助成

表彰受賞者の方には、ふるさと納税を活用して、次のとおり創業時に要する経費の一部を補助します。

受賞の区分	補助限度額
全道最優秀賞、全道優秀賞、特別賞	ふるさと納税による寄付額の2倍の額（最大200万円）
地域優秀賞	ふるさと納税による寄付額と同額（最大100万円）

■掲載ホームページ <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/businessgp.htm>

■問い合わせ先 北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 中小企業支援グループ

TEL：011-204-5331 E-mail：keizai.chushokigyo@pref.hokkaido.lg.jp

「人手不足と生産性向上」に関するセミナーのご案内【新規】（北海道）

本道は、全国を上回るペースで人口減少や高齢化が進行し、様々な業種で人手不足が顕在化しています。人材確保競争が熾烈になる中、人手不足解消のためには、業務の効率化や省力化など、生産性の向上を図ることが重要となります。

道では、このたび、トヨタ自動車などで、長く生産管理部門に携われ、企業の生産性向上などに知見を有しておられる愛知県副知事の森岡仙太氏をお招きし、「人手不足と生産性向上」をテーマに、ご講演いただきます。

◆講演テーマ

『人手不足と生産性向上』

◆講演内容

- ・主催者挨拶（北海道庁）
- ・講演
- ・質疑応答

◆講師

愛知県副知事 森岡 仙太（元トヨタホーム社長・元トヨタ自動車常務）

◆日時

平成30年8月3日（金）15：00～16：30（予定）
・当日は、午後2時30分より開場（受付開始）いたします。

◆会場

TKP札幌ビジネスセンター5階「5B会議室」
（札幌市中央区北3条西3丁目1-44ヒューリック札幌ビル5階）
TEL：011-600-2614（総合窓口）

◆入場料

無料（先着順：申込期限7月13日（金））

【申込方法】

参加ご希望の方は、下記URLにアクセスし、「講演会案内及び申込書」（PDF）をダウンロードのうえ、FAX（011-232-1104）で7月13日（金）までにお申し込みください。

【URL】<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/seisanseikoujyou.htm>

【申込方法】

北海道経済部経済企画局経済企画課 経済企画グループ
TEL：011-204-5308（栗林・笠行）
FAX：011-232-1104

**平成 30 年度「省エネ・新エネ関連補助事業」の公募（追加募集）
を開始しました。**

（北海道経済部環境・エネルギー室）

北海道経済部産業振興局環境・エネルギー室では、省エネ・新エネ関連補助事業の公募（追加募集）を開始しました。

◆**公募を行う事業**

事業名	事業概要・補助対象	補助額等
地域主体の新エネ導入支援事業		
① 新エネルギー設計支援事業	・対象事業：新エネルギー設備の導入を前提とした設備の設計及び当該設計に要する調査 ・対象者：市町村または市町村と企業等とのコンソーシアム	補助率：1/2 以内 上限：500 万円
② 新エネルギー導入支援事業（設備導入支援）	・対象事業：地域経済の活性化や地域振興への波及効果の高い新エネルギー設備の導入 ・対象者：市町村または市町村と企業等とのコンソーシアム	補助率：1/2 以内 上限：5,000 万円
③ 新エネルギー導入支援事業（地熱井掘削支援）	・対象事業：小規模地熱発電や熱利用での活用を目的とする地熱井の掘削 ・対象者：市町村または市町村と企業等とのコンソーシアム	補助率：2/3 以内 上限：5,000 万円
地域資源活用基盤整備支援事業	・対象事業：固定価格買取制度（FIT）による売電を行うための送電線（自営線）の整備 ・対象者：企業等又は市町村と企業等とのコンソーシアム	補助率：1/2 以内 上限：1,000 万円 * 売電利益から補助金の返還が条件
地域新エネルギー導入加速化調査支援事業	・対象事業：市町村が策定している新エネルギー導入拡大のための計画等に基づく、事業実施可能性調査、実証実験等 ・対象者：市町村または市町村と企業等とのコンソーシアム	補助率：1/2 以内 上限：300 万円

◆**公募期間**

平成 30 年 6 月 1 日（金）～7 月 20 日（金）17:00 まで

◆**申請方法など**

申請方法、公募要領等、事業の詳細は当室のウェブサイトをご確認下さい。

【URL】 <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/sene/policy.htm>

◆**問合わせ先**

北海道経済部産業振興局環境・エネルギー室省エネ・新エネグループ

TEL：011-204-5319（直通）

FAX：011-222-5975

平成30年度「北海道省エネルギー・新エネルギー促進大賞」の募集を開始しました。

【新規】（北海道）

道では「北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例」に基づき、平成14年度から省エネルギーの促進と新エネルギーの開発・導入の促進に関して、顕著な功績のある個人・団体を対象に、標記表彰制度を実施しています。

今年度も省エネルギー機器の導入や新エネルギー利用設備及び技術の開発、省エネルギー・新エネルギーに関する普及啓発活動等で、優れた成果をあげた取組を募集しますので、ぜひご応募ください。

◆募集内容

○省エネルギー部門

省エネルギー機器の導入やエネルギー効率の向上、エネルギー消費量の削減（節電を含む）などで優れた成果をあげたものや、省エネルギーの促進に関する普及啓発活動等を実施し、省エネルギー意識の向上に高い効果があったと認められるものを募集します。

○新エネルギー部門

新エネルギーの先進的導入、新エネルギー利用設備及び技術の開発、普及啓発活動等を行い、今後の新エネルギー導入の先例となり、波及効果が高いと認められるものを募集します。

◆応募資格

- ・道内に居住する個人、道内に主たる事業所又は事業所を有する法人（非営利法人を含む）、道内に所在する団体（任意団体を含む）及び市町村
- ・過去3年間に環境関連の法令等の違反を事由として行政処分を受けていないこと
- ・自薦・他薦は問いません。他薦の場合は、推薦書に推薦理由を記載してください。

◆応募方法

○応募書類

所定の応募用紙に詳細のわかる写真・パンフレット等を添付して、郵送又は持参により5部提出してください。

○応募期間

平成30年6月1日（金）から8月24日（金）まで（郵送の場合は必着）

◆ホームページURL

- ・応募用紙などは、以下ホームページからダウンロードしてください。
また、過去の受賞者や取組事例も、同ホームページでご覧いただけます。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/sene2/sokusintaisyosyosyu.htm>

◆表彰等

- ・審査により、各部門で特に優秀と認められるものを「省エネルギー部門大賞」、「省エネルギー部門奨励賞」、「新エネルギー部門大賞」、「新エネルギー部門奨励賞」として表彰し、賞状を贈呈します。
- ・道のホームページや道のイベント内で取組を公表するなど、積極的にPRするほか、表彰企業等プレミアム・パッケージ支援事業によるPR支援を行います。
- ・受賞者については、「北海道グリーン・ビズ認定制度」特別枠で認定され、「シンボルマークの使用」や「金融機関での優遇措置（金融機関所定の審査があります。）」のメリットがあります。

◆提出先・お問い合わせ先

北海道経済部産業振興局 環境・エネルギー室 省エネ・新エネグループ（担当：広田・橋本）

住所 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

電話 011-231-4111 内線26-157

FAX 011-222-5975

E-mail hirota.katsuhiko@pref.hokkaido.lg.jp